

電気通信大学実験実習支援センター規程

平成22年 4月 1日

改正

平成23年 7月20日

平成24年 5月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第23条第2項の規定に基づき、電気通信大学実験実習支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、電気通信大学（以下「本学」という。）が保有する教育用実験実習設備を用いて学内の教育に供するとともに、全学的な有効利用促進及び実験実習教育に寄与することにより、本学における実験実習教育活動の一層の進展に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的実験実習設備の有効利用に関すること。
- (2) 全学的実験実習設備の整備計画に関すること。
- (3) 技術資料の作成・保管等に対する技術支援に関すること。
- (4) その他センターの目的達成のために必要な事項に関すること。

(職員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 教育研究職員及び教育研究技師
- (3) その他の職員
- (4) 第6条に定める副センター長

(センター長)

第5条 センター長は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 学長が必要と認めるときは、センターに副センター長を置き、センターの構成員のうちからセンター長が指名する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任

者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以前でなければならない。

(運営委員会)

第7条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、電気通信大学実験実習支援センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 センターの事務は、センターが行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。